

一般社団法人 神奈川県精神病院協会定款施行規則

(会員)

第1条 定款第5条第1項第1号の精神科病床を有する法人立又は個人立の病院（正会員）及び第2号の精神科病床を有する独立行政法人国立病院機構並びに医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院（賛助会員）を代表する者とは、精神科医であるところの開設者、管理者、精神科の長の中より1名を選び届け出るものとする。また、病院の事情によっては理事会の議決を得て、会長が他の者を選ぶことができる。

(入会手続き)

第2条 定款第6条により入会を希望する者は、入会申込書（別紙1）に会員となる者の略歴及び履歴書（別紙2）、施設表（別紙3）及び入会推薦書（別紙4）を添付して届け出るものとする。

2 入会申し込みを審査する際には、理事会は次の事項を斟酌しながら入会の可否を決するものとする。

- (1) 会員病院2名の推薦があること。
- (2) 病院開設後2年以上経過していること。
- (3) 神奈川県医師会（地区医師会）に入会していること。
- (4) 近隣病院との関係が良好なこと。
- (5) その他入会を妨げる要素のないこと。

(会費)

第3条 定款第7条による会費の納入については、別に定める会費規程及び入会金規程によるものとする。

(退会)

第4条 定款第8条により退会しようとする者は、退会届（別紙5）により届け出るものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。